

平成30年度事業計画

(平成30年7月1日から平成31年6月30日まで)

基本方針

東日本大震災から7年が経過し、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染も面的除染が終了しており、中間貯蔵施設への汚染土壌搬出などにより、各家庭等に置かれていた仮置場が徐々に減少の傾向となってきています。帰還困難区域等を除き、少しずつ復興とふくしま再生が進んでいるものと感じることができつつあります。私たち土地家屋調査士は、業務の客体である土地や家屋が一日でも早く再生された中で職責を果たせることを念願するものです。

社会問題となっております所有者不明土地や空家問題については、土地家屋調査士業務に関連する重点課題であります。空き家に関する施策として、「官民連携による空家・空地の利活用や支援」をするため官公署における調査が行われつつあります。これらの問題は、法第14条第1項地図の作成と大きな関連があり、地図整備は喫緊の課題となっているものです。

一方で、私たちの業務では、個人情報扱うことが必至であります。高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考え、個人情報の保護に努めていかなければなりません。

官公署における公共嘱託事業には、私たちが土地境界の専門家であることの認識が深まっているおり、今後も土地家屋調査士の専門的能力を結集して、公益性を発揮し、引き続き公共嘱託業務のさらなる適正化及び迅速化に努めて行かなければなりません。

また、社員個々の研鑽と資質の向上を図り、今後も不特定多数の利益の増進に寄与して行くため以下の事業に取り組んでまいります。

1. 公共嘱託登記に係る受託事業
2. 地図整備の促進に係る受託事業
3. 境界や公共嘱託登記に関連する知識の普及啓発事業
4. 東日本大震災等における復旧・復興に向けた支援

具体的な方針は以下のとおりである。

<総務部>

1. 公益社団法人としての法令遵守、内部統治のさらなる充実を図るための活動
 - ア. 法令及び諸規則の内容と事務処理が円滑に図れるよう、運用マニュアルの検討を行う。
 - イ. 各種説明会、研修会に参加し情報収集を行う。
 - ウ. 各部及び各委員会が行う事業活動に対して連携を図る。
2. 情報開示に関する活動
ホームページを介しての情報公開を行う。
3. 関係団体との連携強化
 - ア. 福島県土地家屋調査士会及び土地家屋調査士政治連盟との協力関係を図る。
 - イ. 全公連、東公連及び各県協会並びに他士業との情報交換や交流を図る。

<経理部>

1. 公益法人として法令を遵守し、適正な会計処理と予算執行を行う。
2. 法令及び規則に沿った運営体制の構築、円滑な事務処理の検討を行う。
3. 健全な協会の体制維持に必要な運営費用の検討を行う。

<業務部>

1. 官公署が行う嘱託業務についての適正な対応
 - ア. 受託業務の円滑な処理を推進し、併せて業務処理の効率化を図る。
 - イ. 震災復興型登記所備付地図作成作業等の、災害復興関連事業への適正な対応を行う。
2. 受託業務の処理に関する対応
 - ア. 業務管理基準に従い業務の適正指示及び業務管理を行う。また、業務管理の効率化を図るため業務管理システムの円滑な運用を推進する。
 - イ. 業務成果の適正な管理と有効な活用を図るため、GISの導入を推進する。
 - ウ. 地図作成に関する成果の向上と効率化の検討を行う。
 - エ. 関係官公署との打合せを綿密に行い、適正な業務処理に努める。

<企 画 部>

1. 研修会の開催

ア. 学識経験者等を講師とした国民を対象とする講座を開催する。

イ. 社員に対する技術研修会を開催する。

2. 相談会の開催

ア. 国民を対象とする「境界問題や不動産の登記」に関する相談会を開催する。

イ. 官公署等からの相談に対応する。

3. 災害時における応急対策業務の支援体制を構築する。

4. 福島県歴史資料館収蔵資料の収集と公開

5. 本協会パンフレット作成（Q&Aを追加型）